

独立監査人の監査報告書

平成23年6月16日

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構

理事長 小林 利 治 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

長村 彌 司

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

白山 真 一

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

鈴木 浩

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類（案）及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）からなる法人単位財務諸表並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに各勘定に係る決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表

示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。ただし、当監査法人は、第8期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第7期事業年度以前の会計に関する部分は、前任監査人の監査を受けた財務諸表等に基づき記載されている。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高齢・障害者雇用支援勘定、障害者職業能力開発勘定及び障害者雇用納付金勘定に係る各勘定別財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）並びに法人単位財務諸表（利益の処分に関する書類（案）並びに関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（第8期事業年度の会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 各勘定に係る決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上